

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（目次）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
目次	目次	
(中略)	(中略)	
Ⅱ 特定原子力施設の設計，設備	Ⅱ 特定原子力施設の設計，設備	
(中略)	(中略)	
2 特定原子力施設の構造及び設備，工事の計画	2 特定原子力施設の構造及び設備，工事の計画	
(中略)	(中略)	
2.50 A L P S 処理水希釈放出設備及び関連施設・・・・・・・・・・Ⅱ-2-50-1	2.50 A L P S 処理水希釈放出設備及び関連施設・・・・・・・・・・Ⅱ-2-50-1	
2.51 ゼオライト土嚢等処理設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-2-51-1	2.51 ゼオライト土嚢等処理設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ⅱ-2-51-1	
	<u>2.52 放射性物質分析・研究施設別棟・・・・・・・・・・Ⅱ-2-52-1</u>	放射性物質分析・研究施設別棟 の設置に伴い新規記載
(以下，省略)	(以下，省略)	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.52 放射性物質分析・研究施設別棟）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	<u>2.52 放射性物質分析・研究施設別棟</u> <u>(新規追加)</u> <u>(以下、省略)</u>	放射性物質分析・研究施設別棟 の設置に伴い新規記載

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第１編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 附則（令和８年５月１８日 原規規発第 2605181 号） （施行期日） 第 1 条 <u>この規定は、令和８年５月２８日から施行する。</u> ２．第４２条の２の表４２の２－１における固体廃棄物貯蔵庫第１１棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第１１棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 ３．添付１（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１１棟の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１１棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和８年３月２３日 原規規発第 2603231 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第３条及び第３８条の２については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （中略） 附則（令和７年８月２０日 原規規発第 2508201 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第６１条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 <u>附則（令和７年３月２８日 原規規発第 2503282 号） （施行期日） 第 1 条 ２．添付１（管理区域図）の全体図及び添付２（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和６年１２月１８日 原規規発第 24121811 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第５条及び第４２条の２については、放射性物質分析・研究施設第２棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （中略）	附 則 <u>附則（ （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。</u> <u>２．添付１（管理区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和８年５月１８日 原規規発第 2605181 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第４２条の２の表４２の２－１における固体廃棄物貯蔵庫第１１棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第１１棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 ３．添付１（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１１棟の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第１１棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和８年３月２３日 原規規発第 2603231 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第３条及び第３８条の２については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （中略） 附則（令和７年８月２０日 原規規発第 2508201 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第６１条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和６年１２月１８日 原規規発第 24121811 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第５条及び第４２条の２については、放射性物質分析・研究施設第２棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （中略）	放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更 重機足場，メガフロート等埋め立て部分及び浚渫用栈橋の管理対象区域への区域変更完了に伴う記載削除 （令和７年５月１日重機足場及びメガフロート等埋め立て部分の区域変更完了） （令和７年１１月４日浚渫用栈橋の区域変更完了）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (中略)	添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (中略)	放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (以下、省略)	添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (以下、省略)	放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 附則（令和8年5月18日 原規規発第2605181号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和8年5月28日から施行する。</u> 2. 第89条の表89－1における固体廃棄物貯蔵庫第11棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第11棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和8年3月23日 原規規発第2603231号） （施行期日） 第1条 2. 第87条の2については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用する。 （中略） 附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号） （施行期日） 第1条 2. 第5条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 <u>附則（令和7年3月28日 原規規発第2503282号） （施行期日） 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （中略）	附 則 <u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 添付1（管理区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び放射性物質分析・研究施設別棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> 附則（令和8年5月18日 原規規発第2605181号） （施行期日） 第1条 2. 第89条の表89－1における固体廃棄物貯蔵庫第11棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第11棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和8年3月23日 原規規発第2603231号） （施行期日） 第1条 2. 第87条の2については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用する。 （中略） 附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号） （施行期日） 第1条 2. 第5条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和6年12月18日 原規規発第24121811号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、放射性物質分析・研究施設第2棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （中略）	放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更 重機足場，メガフロート等埋め立て部分及び浚渫用栈橋の管理対象区域への区域変更完了に伴う記載削除 （令和7年5月1日重機足場及びメガフロート等埋め立て部分の区域変更完了） （令和7年11月4日浚渫用栈橋の区域変更完了）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (中略)	添付1 管理区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (中略)	放射性物質分析・研究施設別棟の設置に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (以下、省略)	添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております) (以下、省略)	放射性物質分析・研究施設別棟 の設置に伴う変更